

# 商工会ニュースやはば臨時号 No.8

## 【コロナ支援策】事業復活支援金差額給付金について

2022年1月31日より開始しております、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小法人・個人事業者の事業継続・回復を支援する「事業復活支援金」の差額給付が可能となりました。

事業復活支援金の差額給付の受給は、同一の申請者（同一の申請者が異なる屋号・雅号を用いて複数の事業を行っている場合を含む）につき、それぞれ一回限り申請することができます。

詳細につきましては、下記問合せ先にてご確認ください。

### 【申請期間】

2022年6月1日（水）～6月30日（木）

### 【差額給付対象】 ①～⑤の全ての要件を満たす中小法人・個人事業者が給付対象となり得ます。

①事業復活支援金の初回給付を受けたこと

（ただし、初回給付に係る支援金を返還したこと等により要件を満たさなくなったものを除く）

②初回給付において、対象月の月間事業収入が、基準月の月間事業収入と比較して、30%以上50%未満の減少であったこと。

③差額給付において、対象月の月間事業収入が、基準月の月間事業収入と比較して、50%以上減少していること。

④差額給付において、月間事業収入の減少が、初回給付の申請を行った時点で予見されなかった新型コロナウイルスの影響により、自らの事業判断によらず生じたものであること。

⑤差額給付において、対象期間のうち、初回給付の対象月の翌月以降かつ初回給付の「申請日」を含む月以降のいずれかの月を対象月とすること。

### 【注意事項】

- ・初回給付を受けた事業者で、要件を満たした事業者のみ申請可能となります。
- ・申請は、全てWEBでの申請となります。
- ・差額給付の申請をする場合、登録確認機関での事前確認は不要となっております。

### 【問合せ先】

- 相談窓口：0120-789-140（受付時間：午前8時30分～午後7時）
- ホームページ：<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

## 職員の軽装勤務について

商工会では、節電による地球温暖化防止等を目的として軽装勤務（ノーネクタイ及びノー上着）を下記期間において実施します。

実施期間中の軽装勤務への取り組みにご理解くださいますようお願いいたします。

○実施期間

令和4年6月1日～9月30日

（但し、5月1日～5月31日及び10月1日～10月31日は気候状況等に応じて軽装勤務を実施します。）